

第4節 これまでの取り組み

1. 平成21年度までの市の主な取り組み

市では前計画やその見直し計画に基づき、環境クリーンセンター、最終処分場、リサイクルセンター等の施設整備とともに、清掃事業の効率化・安定化のため、収集運搬業務の委託拡大、環境クリーンセンター及びその関連施設の長期包括委託等、ごみ処理に係る基盤的な施策（事業）を進めるとともに、ごみ減量・リサイクルの推進や市民の利便性に係る次のような事項にも取り組んできました。

減 量

(1) 家庭系ごみ有料化等

平成16年10月より燃やせるごみ・燃やせないごみについて有料化を実施し、ごみの排出抑制、資源化への誘導及び市民間の費用負担の公平化を図りました。この有料化により、排出量は有料化前と比較して約30%減量されています。

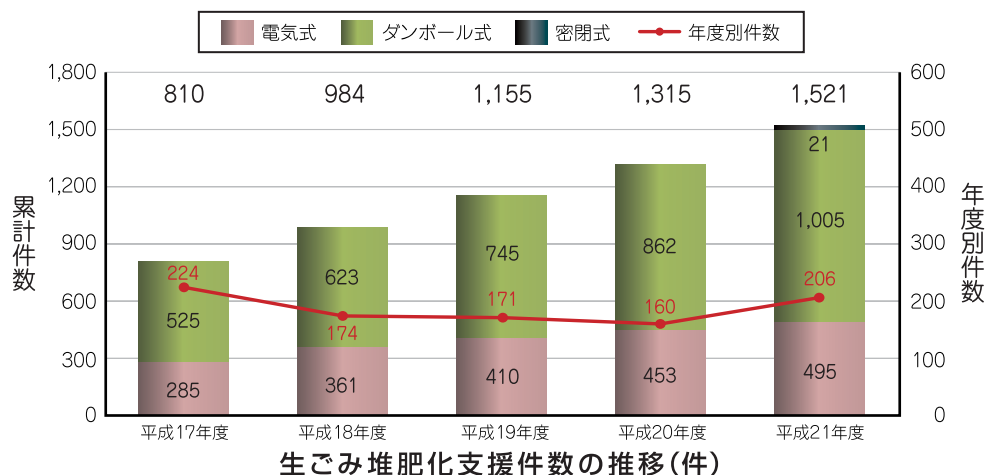
また、併せて家庭系ごみ（直接搬入）と事業系ごみに係る処理手数料を改定しました。

(2) 生ごみ堆肥化^{*}支援事業

家庭から排出される燃やせるごみの中で大きな割合を占める生ごみについて、その排出を抑制し、減量意識を高めるため、電気式生ごみ処理機の購入費助成と、ダンボール式の堆肥化モニター事業を行ってきました。

電気式は平成12年度から、また、ダンボール式は従前のコンポスターに替えて、平成14年度から実施しています。

なお、平成13年度までのコンポスターの助成数は6,522件となっています。



* 生ごみ堆肥化：各家庭では次の4種の方式により、生ごみ減量の取り組みが行われています。

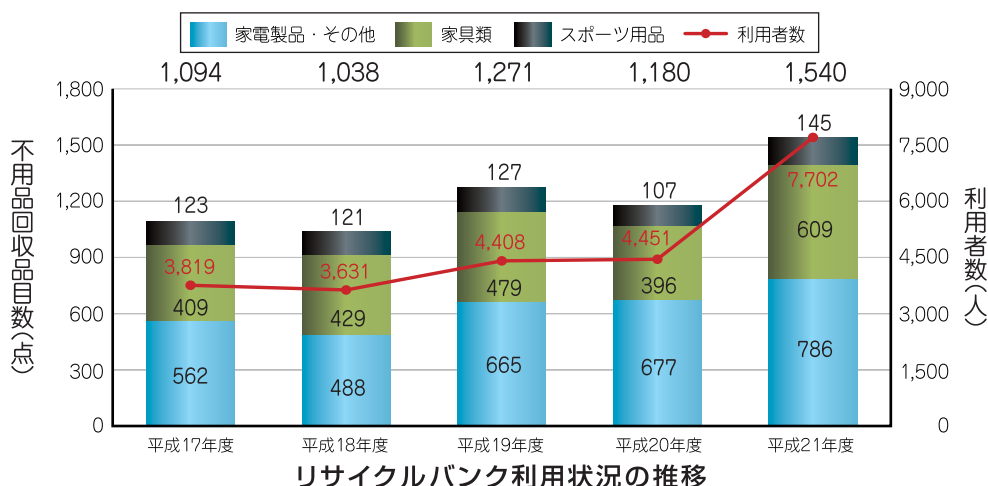
- ダンボール式 ダンボール箱と土壌改良剤を使用するもの。最も安価。
- 密閉式 空気のない状態で微生物の発酵を利用するもの。虫の発生が少ない。
- コンポスター 庭などに置いた容器の中で処理するもの。冬期間の使用は難しい。
- 電気式 微生物の発酵や加熱により処理するもの。処理機の価格が高価。

(3) リサイクルバンク事業

家庭で不用になった家具類等を無料で回収し、希望する市民に無料で提供するリサイクルバンク事業を実施し、まだ使える家具類等が少しでもごみとして排出されないように再使用(リユース)の途を設けています。

回収は業者委託し、展示と提供は直営で行っていましたが、平成21年4月から全て民間事業者へ委託しました。

平成21年度はリサイクルバンク建物の移設に伴うPR効果により、利用者数、回収品目数ともに増加しています。



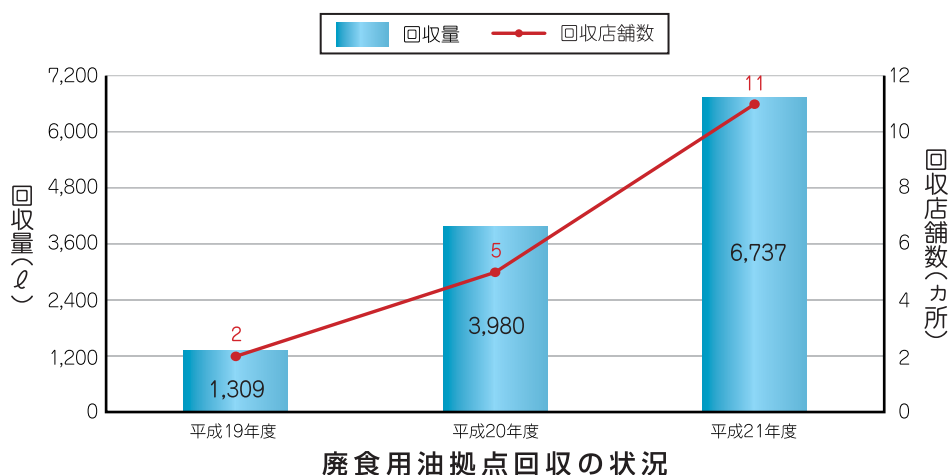
※取扱品目：家具類・スポーツ用品(自転車・スキー等)・子ども用品(遊具等)など。

なお、平成21年7月から家電製品の取り扱いは中止しました。

(4) 廃食用油の回収支援

バイオディーゼル燃料(BDF)*にリサイクル(再生利用)できる使用済の植物性食用油を市内スーパーマーケット等の店舗で回収する取り組みについて、広報等で情報提供しています。

平成19年1月より店舗回収が始まり、平成21年度では市内11カ所に回収拠点があります。



* BDF：てんぷら油などの植物性の廃食用油から作られるディーゼル車用燃料(軽油代替燃料)の総称で、植物由来なことからCO₂発生量の抑制には効果があるが、冬期間や寒冷地の運用には難しい面があるとされている。

(5) レジ袋の削減

過剰配布・過剰使用の状態にあったレジ袋について、市内の大手スーパー事業者（6社）、市民団体（江別消費者協会、江別市女性団体協議会）と江別市の3者間で、マイバッグ等持参促進及びレジ袋削減に関する協定を締結（平成20年8月）し、同年10月から市内16店舗でレジ袋の無料配布を中止しています。

レジ袋の削減に対する市民意識は高く、平成21年度のマイバッグ持参率は参加店舗平均で91.5%となっています。また、協定外の小規模店舗でも、削減を呼びかける店舗が増えてきています。

リサイクル

(1) 資源物の分別収集

びん、かん、ペットボトル、紙パックの4品目について、平成12年3月から資源物として月2回の無料収集を始め、リサイクルセンターでの中間処理（選別・圧縮・梱包）により資源化を進めてきました。（18ページ参照）

また、平成14年12月からは、白色トレイを追加し、収集しています。

(2) 危険ごみの分別収集

スプレー缶、乾電池、蛍光灯などは有害物質を含むため、環境クリーンセンターでは処理ができません。これらについては、危険ごみとして平成16年10月から月1回の無料収集を始め、それぞれの性状に応じて資源化業者や専門処理業者に引き渡して資源化しています。（18ページ参照）

(3) 集団資源回収の奨励（19ページ参照）

排出利便性

(1) プラスチック類と木類の分別区分変更

燃やせるごみ、燃やせないごみの分別区分が環境クリーンセンターの破碎や焼却施設の処理基準に合わない不都合を解消するため、平成20年10月にプラスチック類と木類の分別区分を変更しました。

この結果、ポリ袋やポリ容器など多くのプラスチック類が燃やせるごみとして出せるようになり、市民の排出利便性が向上しました。この変更については、市民アンケートでも多くの方に支持されています。

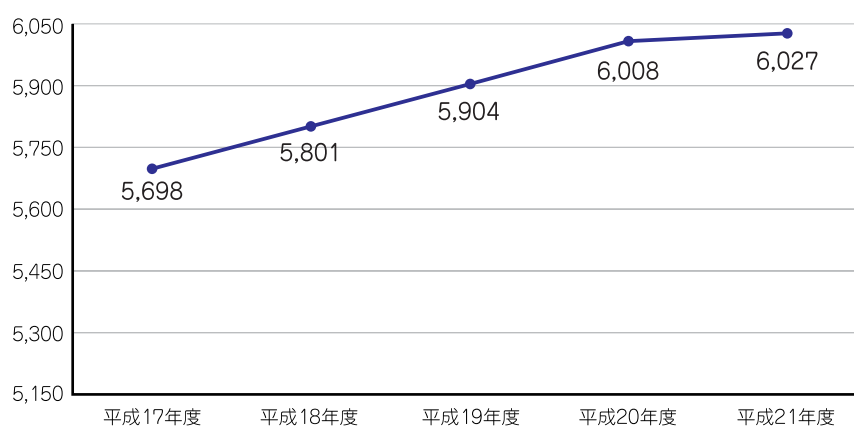
(2) 束排出の範囲拡大

ごみ処理券の使用方法について、有料化以降、ごみ一品単位が原則の例外として剪定木等の木類に限って束の排出（長さ1m以下、径50cm以下）を許容してきましたが、平成20年10月の分別区分変更に伴ってその範囲を拡大し、排出上のアンバランスを解消するなど利便性を向上させました。

(3) ごみステーション数の拡大

ごみステーションは、戸建住宅にあってはおおむね10戸に1カ所の設置を求め、共同住宅にあっては4戸以上の場合に敷地内での設置を条例で義務付けています。

平成21年度末において、6,027カ所設置されており、平成17年度との比較で約6%増加しています。



ごみステーション数の状況(カ所)

2. 市民・事業者の取り組みと意向

市民や事業者のごみ処理の実態や意向等について、市民アンケートと事業所アンケートを平成21年度に実施しました。調査の概要とその主な結果は次のとおりです。

なお、詳細は資料6 1～6 4ページのグラフのとおりです。

(1) 市民アンケート

① 調査の概要

- ・実施期間：平成21年10月30日から11月27日まで
- ・調査対象：市民3,000人
- ・回答率：1,303人(43.4%)より回答
- ・調査項目：ごみ・資源物の排出実態やごみ減量、リサイクルに関する意識等
10項目27問

② 主な調査結果

○ごみ問題への関心度（資料グラフA）

年代・男女を問わず、ごみ問題への関心は約9割と高い傾向が見られますが、その関心の内容はごみステーション等の地域環境、家計や財政への負担、CO₂等の地球環境問題など様々です。

○ごみステーションの状況（資料グラフB）

気になるごみステーションの状況については、様々な不適切な状態のうちでも、カラス等によるごみ散乱が最も多くの市民に意識されています。

○3R用語（リデュース・リユース・リサイクル）の認知度（資料グラフC）

リサイクルという用語の認知度は約9割と高いものの、その他の認知度は5割に達していません。

○ごみの収集方式（資料グラフD）

ごみの収集方式については、戸別収集方式ではなく、現在のごみステーション方式を約8割が支持しています。

○分別区分変更の賛否（資料グラフE）

平成20年10月に実施したプラスチック類と木類の分別区分の変更については、約8割が変更賛成しています。

○収集回数の適否（資料グラフF）

分別区分変更後の燃やせるごみ、燃やせないごみの収集回数については、燃やせるごみは約9割が適当としているのに対し、燃やせないごみについては、適当は7割にとどまり、多すぎるとする回答も約2割あります。

○ごみの減量・リサイクルの取り組み（資料グラフ[G]）

市民の取り組みとしては、ごみと資源物の分別徹底、マイバッグの持参、詰め替え製品の購入、生ごみの水切りなどが多く見られます。

○ごみの減量・リサイクル推進施策の重要度（資料グラフ[H]）

ごみの減量・リサイクルの推進には、レジ袋の削減や簡易包装、広報などによる情報提供のほか、事業者による自主回収が重要であるとする回答が多く見られます。

○分別拡大によるリサイクルの推進・分別拡大希望品目（資料グラフ[I]）

手間と費用がかかるリサイクルの推進については、手間は許容するが、費用負担を拒否する傾向が見られます。

また、分別拡大希望品目は、発泡スチロールが一番多く、続いて、廃食用油、その他のプラスチック、雑紙、木・枝類となっています。

○大型ごみ収集実施の賛否（資料グラフ[J]）

戸別収集方式で、燃やせるごみ、燃やせないごみとは別料金体系の大型ごみ収集を新設することについては、約7割が賛成しています。

○指定ごみ袋の変更要望（資料グラフ[K]）

指定ごみ袋の種類等の変更要望としては、多くは現状を可としています。燃やせるごみと燃やせないごみの袋の統合要望も多くあります。

○清掃事業全般（ごみの収集、処分、分別、資源化）の市民満足度（資料グラフ[L]）

市の清掃事業全般についての市民満足度は、約5割が満足・少し満足、約4割が普通と回答しており、現状はおおむね受け入れられています。

(2) 事業所アンケート

① 調査の概要

- ・実施期間：平成21年6月1日から6月30日まで
- ・調査対象：市内300事業所（大・小の規模別26業種）
- ・回答率：146事業所（48.7%）より回答
- ・調査項目：法令等の知識、ごみの排出やリサイクルの取り組み状況など11問

② 主な調査結果

○廃棄物区分や市のごみ処理範囲の認知度（資料グラフ[M]）

産業廃棄物、事業系一般廃棄物、家庭系一般廃棄物という廃棄物区分については9割以上が知っているとする反面、市のごみ処理範囲についての認知度は低く7割以下に過ぎません。言葉としては認知していても、知識には至っていない場合が多いと思われます。

○ごみ・資源物排出量の事業所分布（資料グラフ[N]）

週平均排出量が500kgを超える2割の事業所では事業系ごみ全体の87%を、週平均排出量が100kgを超える4割の事業所では事業系ごみ全体の96%を排出するなど、排出量は数の多い少量排出事業所よりも、数の少ない多量排出事業所の排出動向に大きく影響されています。

○ごみ・資源物の主な処理方法（資料グラフ[O]）

ごみとして出さないで、資源化に回している品目は紙類が多く、中でも新聞・チラシ、雑誌・書籍、ダンボールは約5割が資源化に回されています。

びん・かんは約4割が、プラスチックではペットボトルの3割が資源化に回されている反面、資源化されていない部分も多いことがうかがえます。

○ごみの減量、リサイクルへの取り組みや障害（資料グラフ[P]）

約7割の事業所は啓発的な取り組みを中心に何らかの取り組みをしている一方、取り組んでいない事業所も3割あります。

障害としては、機密文書があること、分別に手間や費用がかかること、リサイクルできそうなものがない、従業員への指導が困難であるなどがあげられています。

3. ごみ処理の水準（類似団体及び道内主要都市との比較）

本市のごみ処理の水準を示す各指標の平成20年度実績値については、

- ・ 1人1日当たりのごみ排出量は、家庭系ごみ有料化等の取り組みにより935g
- ・ ごみのリサイクル率は、集団資源回収奨励事業等の推進により26.8%
- ・ ごみの最終処分率は、環境クリーンセンターの施設特性及び排出抑制や分別・資源化の徹底により6%

であり、類似団体^{*1}及び道内主要都市^{*2}と比較すると、いずれもその平均値を上回っています。

一方、1人当たりのごみ処理費用は14,638円と、類似団体平均及び道内主要都市平均よりも高くなっていますが、これは将来の環境クリーンセンター等の運転・維持管理経費の増加に備え費用負担を平準化するため、平成19年度から長期包括的運営管理委託をしたことが主な原因となっています。

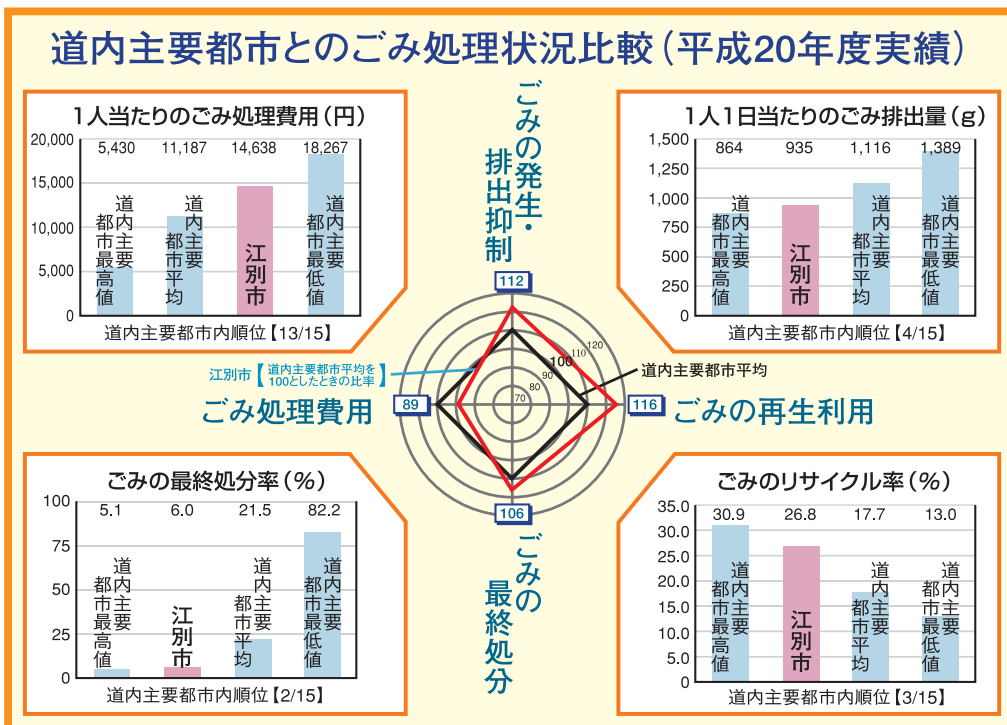
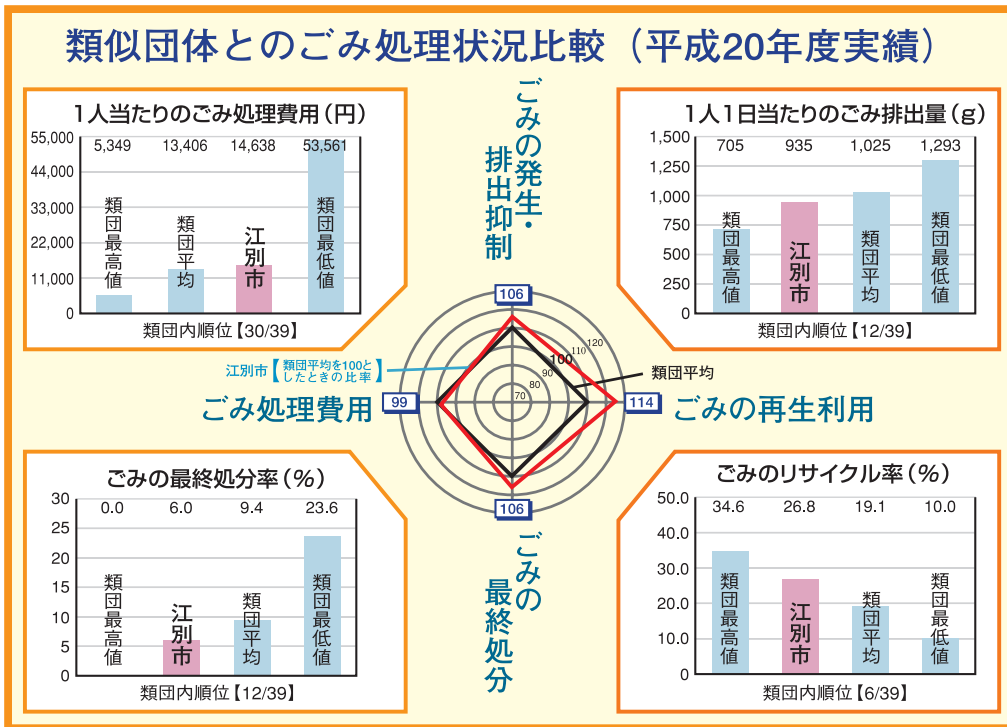
*1 類似団体：人口規模や産業構造が本市に類似している自治体(本市を含む全国39市)。

*2 道内主要都市：平成20年度末の人口数上位15市

類似団体、道内主要都市との比較：環境省一般廃棄物処理事業実態調査による。なお、平成21年度の数値については、平成23年2月末現在、未確定のため、平成20年度の数値で比較した。

次のレーダーチャート*及びグラフは、以上の4つの指標について、本市のごみ処理の水準を表しています。

なお、順位は各指標の個別グラフの下のとおりです。



※ 1人1日当たりのごみ排出量、ごみの最終処分率及び1人当たりのごみ処理費用については値が小さいほど、ごみのリサイクル率については値が大きいほど優れていることを表しています。

* レーダーチャート：類似団体又は道内主要都市の平均値を100としたときの本市の水準を示す値(偏差値)。